

議案第 7 4 号

指定管理者の指定について（羽曳野市立グレープヒルスポーツ
公園及び羽曳野市立駒ヶ谷テニスコート）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、下記の団体を羽曳野市立グレープヒルスポーツ公園及び羽曳野市立駒ヶ谷テニスコートの指定管理者に指定する。

記

所在地	■■■■■
名称	羽曳野クリーン工房 S S K 共同事業体
代表者名	代表団体 株式会社 クリーン工房 代表取締役 ■■■■■
指定期間	平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

平成 27 年 11 月 30 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄